

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はばたきの杜

三 代表者の氏名 湯谷 百合子

四 主たる事務所の所在地 埼玉県蓮田市大字黒浜九百三十六番地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者に対する社会的理解を促進させるとともに、障がい児・者にとって真に生きやすい社会の実現を目指し、生活の場、就労の場、その他の活動の場を、ライフステージ全般にわたって用意、提供することを目的とする。また、障がい児・者の社会参加の実現に向けて、支援者その他の健全者および社会との交流機会、場を確保し、人としての尊厳が守られ、より豊かな人生が切り拓かれて行くことを目的とする。また、日々の生活の中で子育てに人知れず苦悩と苦勞を抱える保護者の思いを掬い取り、より良き相談、支援活動が推進されること、および障がい当事者とその家族が社会と繋がっていけるよう、相互理解、相互交流の機会と場を設けることを目的とする。